

定款施行細則（案）

第1章 評議員の選出

- 第1条 評議員の選出は、当会定款によるほかはこの定款施行細則（以下「細則」とする）にしたがい、評議員選出委員会（以下「選出委員会」とする）の審査によって行う。
- 2 評議員総数は、全正会員の5～10%（100名前後）程度とする。
- 第2条 評議員になるための審査を受けようとする者は、細則第12条の諸条件をすべて具備していなければならない。
- 第3条 評議員になるため審査を受けようとする者は、別に定める様式の評議員候補者審査申請書を選出委員会に提出するものとする。

第2章 評議員選出委員会の構成

- 第4条 選出委員会は、次の各号によって選出された評議員選出委員（以下「選出委員」とする）をもって構成する。
- 一 理事 3名
 - 二 理事以外の評議員たる委員 4名
- 2 選出委員は、審査前年中の理事会において選出し、代表理事がこれを委嘱する。
- 第5条 選出委員会の委員長は、理事の中から選出し代表理事が委嘱する。
- 第6条 選出委員の任期は4年とする。
- 2 選出委員の再任は妨げないが、選出委員の半数は新任とすることを原則とする。
- 3 選出委員に欠員が生じたときには、理事会の議を経てこれを選出補充するものとする。

第3章 評議員選出の手順

- 第7条 選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。
- 一 代表理事は、第1回目の選出委員会を招集する。
 - 二 選出委員会の議長は、委員長とする。
 - 三 選出委員会は、選出委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。なお、書面による意思表示は、出席とは認めない。
 - 四 選出委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 五 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名が署名して事務局に保管する。
 - 六 選出委員会の議事は、公開しない。

第 8 条 選出委員会は審査の結果を代表理事に報告し、代表理事は審査結果承認を理事会に諮り、その承認決議をもって評議員の選出とする。

2 代表理事は、理事会の決議後速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知する。

第 9 条 評議員再任候補者については、評議員継続の意思確認を行い、継続の意思を表示したものを再任候補者とし、細則第 7 条乃至第 8 条の審査手続にしたがって選出する。

第 10 条 評議員の任期は、評議員選出後最初に到来する定時社員総会当日から、4 年以内の決算期にかかる定時社員総会の前日までとする。任期満了前に退任した評議員の補欠として、または増員により選任された評議員の任期は在任者の任期の残存期間と同一とする。

第 11 条 評議員の選出に関して疑義が生じたときは、理事会の審議・決定にしたがうものとする。

第 12 条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりである。

- 一 引き続き 5 年以上当会会員であることを原則とし、かつ会費を完納していること。
- 二 最近 5 年間に救急看護に関する十分な業績のあること。なお、業績の中に当会学術集会発表や機関誌掲載論文を含むことが望ましい。
- 三 評議員 2 名の推薦があること。ただし評議員再任候補者については推薦を必要としない。
- 四 正当な理由なくして連続 2 年間にわたり定時社員総会を欠席した者は、次期の審査を受ける資格を喪失する。

第 4 章 理事および監事の選出・選任

第 13 条 理事および監事の選出は、当会定款によるほかは、この細則によって行う。

第 14 条 理事および監事となる者は、評議員でなければならない。

第 15 条 社員総会において選任される理事の候補者は、社員の投票によって選出される選挙理事候補 7 名及び理事会によって推薦される非選挙理事候補 6 名以内とする。

第 16 条 選挙理事候補の選出は社員の投票による。得票数の多い順に上位 7 名が選挙理事候補となる。

第 17 条 非選挙理事候補は、選挙理事候補選挙の 2 カ月前までに理事会において決定し、選挙理事候補選挙投票用紙交付時に社員に対し公表されなければならない。

第 18 条 選挙理事候補および非選挙理事候補は、社員総会において選任され理事となる。

第 19 条 監事候補は評議員 5 名以上の推薦のあった者とし、社員の投票により、得票数の多い順に上位 2 名が監事候補となる。監事候補は社員総会において選任され監事となる

第 20 条 監事選挙において届出のあった候補者が定数を超えないときは、候補者をもって当選とす

る。

第5章 選挙管理委員会

第21条 代表理事は、選挙を公正かつ円滑に執行するため、選挙管理委員会を選挙実施予定日の1年前に招集する。

第22条 選挙管理委員会の委員は、正会員の中から理事会の推薦があった者を指名する

2 選挙管理委員は3名以内とする

3 委員長は委員の互選とする

第23条 選挙管理委員会の任務は次の通りとする。

一 理事および監事の選挙を行う

二 選挙人の確認に関する事

三 選挙用紙の交付に関する事

四 選挙結果の確認に関する事

五 開票および集計に関する事

六 投票の有効性に関する事

2 選挙管理委員は前項各号の任務遂行をもってその職務を終わるものとする。

第24条 選挙管理委員会は、開票結果を速やかに代表理事に報告する。

第25条 代表理事は、前条の報告に基づき、これを社員に告示しなければならない。

第6章 会費

第26条 当会の会費年額は、次のとおりとする。

一 会費

正会員 10,000円

賛助会員 1口 50,000円(何口でも可)

二 名誉会員は、会費の納入を要しない。

2 当会の会費は、当会が指定する方法で、当該年度開始日の前日までに1年分を一括納入する。

第7章 細則の変更

第27条 この細則の改正は、理事会の議決を経て社員総会および会員総会に報告しなければならない。